

1999 年度 前半期 例会記録

第 1 回 (通算第 57 回)	1
第 2 回 (通算第 58 回)	2
第 3 回 (通算第 59 回)	2
第 4 回 (通算第 60 回)	3
第 5 回 (通算第 61 回)	4
第 6 回 (通算第 62 回)	4

第 1 回 (通算第 57 回)

日時	1999 年 04 月 25 日
テーマ	『株主総会』(第 1, 2 章)
報告者	今井祐之 (総て)

今回は『株主総会』の前半部分について、検討を加えた。

第一に、株式会社の空間的な特殊性が問題になった。著者がこの著書を書いた真の意図——資本主義一般を批判するというのが目的なのか、それとも日本の資本主義を批判するというのが目的なのか——ということが問題になった。報告者は基本的には後者の側面からこの著書を理解した。また、その側面から、日本資本主義の特殊性に目を奪われたあまり、資本主義一般において株式会社が占めている位置を見失っていないかと、報告者は奥村の主張を批判した。しかし、このような態度はそもそも一貫し得るものではなく、奥村自身、しばしば前者の側面から資本主義一般を批判している。そこで、出席者からは、後者の側面こそが奥村の真の意図ではないかという疑問が提出された。

第二に、奥村は日本資本主義の特殊性を強調するあまり、株式保有の法人化現象と機関化現象とを本質的に区別しようとしているようである。これに対して、報告者から次のような疑問が提出された。——資本主義的生産ではそもそもエージェントはプリンシパルから自立化するのであって、この点では法人化現象は機関化現象から本質的に区別され得るものではなく、両者の区別は実は量的な差異であるのに過ぎない。いやそれどころか、人格化論におけるエージェントの自立化は、物象化論における資本の自立化に基づいている。

第三に、この著書の位置付けが問題になった。株式会社論を株主総会論として展開しようとしているということがこの著書の独自性であると、報告者は述べた。しかし、奥村自身は、かなり曖昧な表現を用いている。そこで、出席者からは、そのような解釈は成り立たないのではないかという疑問が提出された。

第四に、株式会社の時間的な特殊性が問題になった。奥村にとっては株主総会論こそが株式会社論であるということを前提にして、報告者から次のような問題が提起された。——奥村の株式会社論は擬制資本ではなく実物資本が出発点になっているのだが、しかしそれを直接的生産過程で機能している実物資本としてではなく、株主総会として機関的に表出する実物資本として展開している。従ってまた、奥村にとっては、バリ及びミーンズと同様に、アメリカの経営者支配現象は、生産の大規模化に伴って株式会社が生まれつき持っている本質的特徴ではなく、会社そのものの大規模化に伴って——そしてまた株主の多数化に伴って——20 世紀になって初めて出現する時代的特徴になっているの

ではないか。

第2回（通算第58回）

日時	1999年05月09日
テーマ	『株主総会』（第3, 4章）
報告者	松田淳（第3章） 窪西保人（第4章）

今回は『株主総会』の後半部分について、検討を加えた。

第3章については、報告者から次のような問題が提出された。——奥村の論述の筋道は非常に解りにくい、それは奥村が次の3点について、理論的に区別されなければならない2つの問題を混在させ、同時に論じてしまっているからである。すなわち、(1)“株式会社の主権者は誰か”という問題においては対立項をなすのは株主と経営者とであるのに対して、“株主は誰か”という問題においては対立項をなすのは法人株主と個人株主とであるから、この二つの問題は区別されなければならない。(2)株式の分散・集中という問題においては対立項をなすのは大株主と小株主とであるのに対して、株式所有の主体という問題において対立項をなすのは法人株主と自然人としての株主とであるから、この二つの問題は区別されなければならない。(3)会社の支配という問題についても、会社の現実的過程に対して行う支配と単なるチェックとは区別されなければならない。

第4章については、報告者から互いに関連し合う次のような問題が提出された。——(1)結局のところ奥村の展望は株主総会の活性化にあるのか、それとも大規模株式会社の解体にあるのか。(2)奥村がこの第4章を書いた理由は、異常な日本資本主義を正常な資本主義に近付けるということにあるのか、それとも株式会社一般の危機を説くということにあるのか。(3)奥村の立脚点は株主としての私的所有者の立場にあるのか、それとも民主主義の立場にあるのか。

株式会社論を奥村は理論的に考察しているわけではない。そこで、理論的に考察する場合に必要な基準——そのどちらをとるのかで結論が全く異なってしまうような選択肢——が参加者によって整理された。

第3回（通算第59回）

日時	1999年05月23日
テーマ	『明日を支配するもの』（第1, 2章）
報告者	今井祐之（総て）

今回は『明日を支配するもの』の第1, 2章について、検討を加えた。最初に先ず、報告者がドラッカー理論の性格と歴史的転回、この歴史的転回における本書の位置、ドラッカー批判のポイントを整理した。

そもそもドラッカーは冒険する傍観者として徹底的に個別的資本に基づいて資本主義の危機を把握したはずであった。しかし、彼が期待した労働組合と独自の自主管理企業としての工場共同体とは、もともと理論的に破綻していたのだが、実践的にも完全に破綻した。しかしまた、変革は個別的資本の外部から、当事者が自覚しないまま、出現した。これが年金基金社会主義と非営利組織とである。けれども、それでも不十分であった。ドラッカーが静かな革命を確信するためには、ソ連崩壊が決定的であった。ソ連崩壊によって、ドラッカーにとっては資本主義は完全に終焉した。ここで、ドラッカー理論は決定的に転回した。資本主義社会の危機論ではなく、未来社会のプログラムになってしま

った。

この革命は、当事者が全く自覚しないまま、当事者の主体性とは全く無関係に、当事者の外部で、無自覚的・物象的・客体的に行われた。当事者意識と当事者主体とが全く変革されないままで未来社会が到来してしまった以上、当事者意識と当事者主体とを特別の認識主観が未来社会整合的に変革しなければならない。ここで、ドラッカーの態度も決定的に転回した。そもそも傍観者であると言っても、ドラッカーは、自己の個別的主体性に即しては極めて実践的であった。しかし、今では、ドラッカーは積極的に社会意識を、他者の主体性を変革しなければならない。こうして、傍観者はアジ演説家になってしまった。

この転回の線上に位置付けられるのが、『ポスト資本主義社会』と『明日を支配するもの』とである。既に、『ポスト資本主義社会』で社会システム全体についてアジ演説を行ってしまった以上、この『明日を支配するもの』でドラッカーが行うべきであるのは、個別的当事者主体（組織・個人）についてアジ演説を行うということである。

ドラッカーは、そもそも極めて現実的感覚に優れた思想家であり、またそれだけではなく、個別的資本の直接的生産過程に現存する労働する諸個人から出発して、資本主義社会の危機を位置付けようとしている。その構造は完全にマルクス理論からの借り物である。従って、今後、イデオロギー敵偏見から脱しつつある理論家がドラッカー理論に取り込まれていっても、なんの不思議もない。ところが、ドラッカー理論はマルクス理論と決定的に対立するのであり、しかも実に微妙な点でそうなのである。だから、われわれには、ドラッカー理論を今のうちに徹底的に批判しておくということが必要である。

第 4 回 (通算第 60 回)

日時	1999 年 06 月 13 日
テーマ	『明日を支配するもの』(第 3, 4 章)
報告者	浅川雅巳(総て)

今回は『明日を支配するもの』の第 3, 4 章について、検討を加えた。

第 3 章では、報告者は、ドラッカーがチェンジリーダーに現在の問題として与えている課題を、資本主義の本性に基いてコメントした。ドラッカーがこの章で現在の問題として表現しているのは、生産の無政府性と生産の社会性との矛盾、従ってまた資本主義の本性に根差している矛盾である。個別的企業は、一方では自己の内部での悪無限的価値増殖を継続を志向しなければならない、他方では自己の外部での生産の無政府性に対応するために変化を志向しなければならない。更に、個別的企業は生産の社会性を企業内でも企業間でも発展させなければならないが、しかしこれはこれで生産の無政府性に対応するための変化(経営のフレキシビリティ)に矛盾する。こうして、結局のところ、資本主義は社会性を志向しながら、無政府性をなくなし得ない。このような矛盾は、ドラッカーが強調するのは異なって最近の現状から発生するものでは決してなく、資本主義の本性から発生するものであり、但し最近の現状は人々の目に見えるまでにこの矛盾を拡大・深化させているのである。

第 4 章では、報告者は、一步踏み込んで、ドラッカーの自己欺瞞と弁護論的性格とを問題にした。ドラッカーがこの章で問題にしているのは、事実上、社会的システムのシステムの矛盾——すなわち、テクノロジーの自立化として労働する諸個人から疎外されたものを情報として労働する諸個人にますます還元しなければならない、しかしますます還元し得なくなるという矛盾——である。ところが、ドラッカーにとっては、社会的システムの矛盾は解決済みのものでなければならないから、ドラッカーは社会的システムの矛盾を個々人のマネジメント能力の不足にすりかえてざるを得ない。このような自己欺瞞によって、ドラッカーは、結局のところ、システムの弁護論者としての役割を演じるしかなくなる。

第5回（通算第61回）

日時	1999年06月27日
テーマ	『明日を支配するもの』（第5、6章）
報告者	今井祐之（総て）

今回は『明日を支配するもの』の第5、6章について、検討を加えた。

第5章では、報告者は特にドラッカーのテーラーに対する評価の問題点の指摘を媒介にして、ドラッカーの天才と大嘘との噴出源である知識労働把握を批判した。——現代資本主義社会では、知識労働が肉体労働から区別されて現れる。しかし、そもそも労働過程一般を見ればわかるように、労働は精神的・肉体的諸力の物理的・生理的・化学的運動を統一する一般的・類的な行為である。現代資本主義において分裂して現れるようになる肉体労働も知識労働も、それらを統一する労働というものの一側面であるのに過ぎない。それ故に、どれほど分裂しようとも、純粋な肉体労働とか、純粋な知識労働とかいうものは実存しない。だからまた、大工業は、一方では肉体労働から知識労働を分離するが、他方で肉体労働そのものを知識労働に鍛え上げずにはいられない（これは完全に矛盾している。賃金労働者は肉体労働者でなければならず、肉体労働者であってはならない）。だからこそ、実際にはドラッカーはテクノロジストという形で自己逃避するのである。テクノロジストこそは肉体労働と知識労働との人格的な統一であるが、結局のところドラッカーはテクノロジストにプロレタリア独裁アメリカの将来を預けてしまっているのである。

さて、肉体労働と知識労働とが同一のものである以上、現実的には、先進国（つまりプロレタリア独裁アメリカ）においては、肉体労働者にとっても知識労働者にとっても「組織」そのものが自立化しているのである。知識社会と組織社会とはドラッカーのような美しい統一を保つのではなく、徹底的に矛盾するのであり、しかも資本主義社会はこの矛盾を暴露するのである。知識労働論はそのような暴露において資本主義的システムの危機論として展開されなければならなかった。

第6章では、報告者は内容要約をせずに、その位置付けを確認するのに留まった。個人に対してお説教するこの章は全く無内容であるが、正に無内容であるということこそがドラッカーの嘘の総決算であり、哀れな破綻形態である。ドラッカーにとっては、既にプロレタリア独裁が実現されてしまっている（従って、システム的な矛盾はもはや実存してはならず、実存するのはただ個別的問題を社会的に理性的に調整するという事だけではない）。しかしまたそれにも拘わらず、この大変革は生産過程の外部から「見えざる革命」として無自覚的に実現された（従って、革命が起こってしまった後で、革命を自覚化させる作業が残ってしまった）。だからこそ、ドラッカーに残っていることは、個別的主観としての自己がやはり個別的主観としての他者に対して行うお説教——革命の自覚化のためのお説教——だけである。

その他に、参加者の間で、ドラッカーのナチ批判の当否、ドラッカーの理論的転回の過程、それでもなお残るドラッカーの魅力、ドラッカー理論に取り込まれてしまうということの危険性などが問題になった。

第6回（通算第62回）

日時	1999年07月11日
テーマ	『どこへ行く 社会主義と資本主義』（「社会主義の現状をどう考えるか」）
報告者	窪西保人（総て）

今回は『どこへ行く社会主義と資本主義』の中で、山口担当部分「社会主義の現状をどう考えるか」

について、検討を加えた。

第一に、報告者は、山口のレーニン解釈の誤りを出発点にして、山口の過渡期論を問題にした。——山口（および客観主義者たち）の特徴の一つは“共産主義とは民主主義の徹底のことである”と説明するという点にある。山口もまたレーニンを援用しながらこのような曖昧な言明を行っている。山口の言明では、あたかも資本主義の枠内でますます民主的規制を押し進めていけばいつの間にか社会主義になってしまうかのようである。しかし、果たして、そうなのであろうか。資本主義の枠内での民主的規制の徹底は、第一に資本主義そのものの制限性を暴露するという点によって通過点的性格の自覚化を要請するのではないか。もしそうであるならば、いつの間にか社会主義が現れるのではなく、社会主義への移行が独自の政治的な課題になるのではないか。更に、第二に過渡期における“民主主義の徹底”は民主主義の制限性の突破によって民主主義そのものを止揚していくのではないか。そもそも、レーニンが問題にしていたのはそのような過渡期論なのである。（出席者からは、結局のところ、この二つの問題は、山口の議論における過渡期論の位置付けの欠如に起因しているのではないかという指摘が行われた）。

第二に、報告者は、山口の労働社会化論を問題にした。——(1) 山口の民主主義論は、漠然とした経済民主主義——中心的には生産過程の外部からの民主的規制——を越えていない。しかし、山口は、労働の社会化を重視する以上、そもそも生産過程の内部での民主的規制をもっと問題にするべきではなかったのか。（この点については、出席者から、そもそも山口の労働の社会化論には直接的生産過程の内部での労働の社会化という観点が余りないのではないかという指摘が行われた。そうならば、山口の経済民主主義論に直接的生産過程の内部での民主主義の問題がないのは、寧ろ当然である）。

(2) 資本主義社会においては、労働の社会化の進展はそっくりそのまま労働の敵対性の進展である。正にそのことによって、資本主義は自己の限界を暴露するのである。しかし、山口においては、この点の認識が希薄である。

(3) 正に労働社会化の進展が労働敵対性の進展であるからこそ、資本主義社会では、労働社会化という客体的な変革が変革主体の客体的形成とともに、変革主体の主体的形成を齎さずにはいられない。しかし、山口においては、労働社会化は全面的に発達した諸個人の形成（の可能性）という変革主体の客体的な形成については言及するが、このことと墓掘り人の形成という変革主体の主体的な形成とは全く疎遠に（説教によって）くっつけられている。こうして、傍観する客観主義は説教する主観主義に転回せずにはいられない。

その他に、プラザ合意の位置付け、プロレタリア民主主義の評価、階級闘争の概念などについて、出席者から問題が提出された。